

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案 パブリックコメントの結果について

1. 募集方法

- ① 募集期間 令和6年10月24日（木）～ 令和6年11月30日（土）
- ② 提出方法 インターネット（専用応募ページ）、電子メール又は郵送のいずれかの方法
- ③ 周知方法 都教委HP、X（旧Twitter）、PTAなど

2. 意見者数

	専用応募 ページ	電子メール	計
大人	97名	9名	106名
子供	16名	0名	16名

3. 個別の意見数

※一人から複数事業に対して意見があった際、それぞれを個別にカウントした場合

	件数
大人	411件
子供	16件

【投稿者の属性】

	小学生	中学生	高校生	特支 小学部 児童	特支 高等部 生徒	幼・保 保護者	小学校 保護者	中学校 保護者	特支 幼・小 保護者	特支 中学部 保護者	特支 高等部 保護者	学校 関係者	その他 個人・団体	合計
大人	—	—	—	—	—	5名	19名	6名	17名	2名	10名	27名	20名	106名
子供	7名	4名	1名	1名	3名	—	—	—	—	—	—	—	—	16名

※子供からはパブリックコメントとは別に学校訪問を行い、75名の幼児・児童・生徒から意見ヒアリングを実施

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第1部 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本的な考え方に対する主な意見及びその他の意見】

区分	番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
計画全般に関すること	1	全体の流れとして良い方向に策定されていると感じましたが、障害を持った人が特別支援学校にいる前提が強いように思います。普通の学校にも困りごとを抱えた児童や学生がいるので、大きな行事として交流を設定するのではなく、一人ひとりの違いを認め、それをどう生かすかというアプローチも必要だと感じました。	障害のある児童・生徒等と障害のない児童・生徒等が共に学び、互いの理解を深められる共生社会の実現を目指し、その実現に向けて可能な限り共に教育を受けられる条件の整備や、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校などの連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進めていきます。	小学校・中学校・高等学校の保護者
教育課程に関すること	2	授業カリキュラムの見直しをお願いします。授業時間も45分では説明や理解の時間が不足しています。行事も形式的なものが多いです。先生たちの時間に余裕がない現状を把握し、改善をお願いします。	都教育委員会は、児童・生徒に対する効果的な指導が行われるよう、引き続き指導内容・方法の充実に向けた研究に取り組むとともに、各教科等の指導において必要な授業時数を確保できるよう、各学校の適切な教育課程編成を支援していきます。	特別支援学校の保護者
学習指導に関すること	3	学校の教師には、生徒に寄り添う姿勢を持ち、障害を理由に怒ることはないようにしてほしいです。生徒第一の教員を目指し、全ての生徒に公平で思いやりのある対応を心がけていただきたいと思います。	障害の特性に応じた指導について、全ての学校の全ての教員が理解し実践できるようにしていくことが重要です。都教育委員会では、そのための教員研修の充実を図っていきます。	その他（個人・団体等）
	4	文字だけを使った指導だと分かりづらいので、図などを効果的に使用してほしいです。	特別支援学校や特別支援学級、特別支援教室では、それぞれの生徒の得意なことや苦手なことに合わせて、学習方法を工夫しています。例えば、文字を読むことが苦手な場合は、先生が読み上げる言葉を聞いたり、図などを使って分かりやすく説明する方法があります。文字だけで分かりにくい授業があるときは、担任や教科の担当の先生、特別支援教育コーディネーターの先生などに相談してみてください。	中学生
給食指導に関すること	5	担任だけの見守りを改善し、外部作業療法士を導入して負担を軽減し、安全な喫食を実現してほしいです。狭い食堂のために食事時間が足りないという課題があります。高等部は教室で食べるなどの工夫が必要だと思います。	各学校では、外部の専門家から助言や支援を受けながら、個別指導計画に基づき給食等を含めた指導に取り組んでいます。都教育委員会は、引き続き、学校の実情や児童・生徒の個別の配慮事項等に基づき適切な指導が行えるよう学校を支援していきます。	特別支援学校の保護者
重度・重複学級に関すること	6	重度・重複学級を必要なだけ認めてほしいです。また、重度・重複学級の児童・生徒の実態として、二つ以上の障害を併せ有する「重複障害」でなければならないということを求めています。が、「重複障害」でなくても「障害が重い」こと自体が理由になるべきです。	重度重複学級の対象となる重複障害の認定に当たっては、学校教育法施行令に定める障害の程度に二つ以上該当することが必要です。都教育委員会では、法の定める障害の程度に該当するか否かについて、発達や行動、疾病等の側面から総合的に判断し、重度重複学級の対象となる児童・生徒を認定しています。	学校関係者
都立聴覚特別支援学校における放課後の居場所に関すること	7	送迎のために親の就労に制限があるため、ろう学校幼稚部や小学部低学年の送迎バスや負担軽減、放デイの充実を検討してほしいです。	都教育委員会は、これまでの保護者からの要望を受け、都立聴覚障害特別支援学校に通学する幼児・児童が安心して過ごせる放課後の居場所づくり事業を令和7年度から開始します。令和7年度は大塚ろう学校においてモデル事業を実施し、効果検証した後、他校への展開を検討していきます。	特別支援学校の保護者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第1部 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本的な考え方に対する主な意見及びその他の意見】

区分	番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
学級編制に関すること	8	特別支援教育を推進するためには、支援員の配置や教員の専門性向上だけではなく、教員配置を増やし、正規教員を充実させることが重要です。通常の学級、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の全てにおいて、1学級当たりの児童生徒数を減らすことで、教育内容や特別支援、自立活動教育の充実が図れると思います。	義務教育における1学級の児童・生徒数の標準は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）により定められています。国は、義務標準法の改正により、令和3年度から小学校の学級編制の標準を5年掛けて、学年進行で35人に引き下げることとしており、都教育委員会は、義務標準法の改正内容に基づき、学級編制基準の改正を行っていきます。	学校関係者
	9	1校当たりの特別支援学級の数、最大でも4学級までとすべきです。	特別支援学級は、学校教育法等の法令に基づき、小・中学校の設置者である区市町村教育委員会が地域の実情に応じて設置しています。	小学校・中学校・高等学校の保護者
通級指導学級に関すること	10	都内小学校の「きこえとことばの教室」に、小児領域での経験がある言語聴覚士を各教室に最低1名、常勤で採用してほしいです。現状では経験が少ない先生が多く、専門家診断で言語聴覚士を呼ぶ回数も限られています。指導の質を高めるために、言語聴覚士の段階的な採用を検討していただきたいです。	通級指導学級については、法令に基づき、適切に教員を配置しています。言語聴覚士等の外部専門家の活用は、学校の設置者である区市町村教育委員会が地域の実情に応じて行っています。	その他（個人・団体等）
	11	特別支援教室だけでなく、きこえとことばの教室も全ての自治体に設置するよう制度化してください。	特別支援学級は、学校教育法等の法令に基づき、小・中学校の設置者である区市町村教育委員会が地域の実情に応じて設置しています。	小学校・中学校・高等学校の保護者
知的障害児の通級による指導に関すること	12	特別支援教室は「知的な遅れがないこと」が条件となっており、知的障害の子供が対象となっていません。知的障害児ほど個別のサポートが必要ですので、この条件を外し、特別支援教室に入室できるようにしてほしいです。	知的障害については、比較的多くの時間を特別支援学級において指導することが効果的であり、通常の学級で通常の授業を受けながら通級するという教育形態はなじまないことから、法令に定める通級指導の対象となっておりません。	小学校・中学校・高等学校の保護者
自閉症・情緒特別支援学級に関すること	13	東京都全ての市区町村に自閉症・情緒障害特別支援学級の固定級を導入してほしいです。固定級は国連の方針に反することは理解していますが、通常の学級では適応できず、不登校や引越しをするケースが見られます。	特別支援学級は、学校教育法等の法令に基づき、小・中学校の設置者である区市町村教育委員会が地域の実情に応じて設置しています。	小学校・中学校・高等学校の保護者
高校への特別支援学級設置に関すること	14	都立高校にサポートルーム及び特別支援学級を設置してほしいです。中学校までは地域の小・中学校の特別支援学級に在籍予定ですが、高等学校では特別支援学校しか選択肢がなく、遠距離や交通アクセスの悪さなどのハードルが高いと感じます。	都立高校等に在籍する障害のある生徒の支援のために、障害の特性に応じた必要な合理的配慮を提供するとともに、令和3年度からは、外部人材を活用した都立高校等における通級による指導を開始しました。また、中学校で受けてきた特別な支援やご家庭での支援の状況などについて、進学先の都立高校等にお知らせいただくことで、授業での工夫などを検討できるようになっています。こうした取組を通じて、都立高校等における障害のある生徒への支援を引き続き実施していきます。	小学校・中学校・高等学校の保護者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第1部 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本的な考え方に対する主な意見及びその他の意見】

区分	番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
インクルーシブな教育に関すること	15	学校が社会の変化に追いついておらず、昭和時代の常識に基づいた指導が行われているため、発達障害の子が不応適や不登校になるのは当然です。インクルーシブな学校は全ての子供に必要であり、時代に合った改革をお願いします。	都教育委員会では、小・中学校や都立高校等において、児童・生徒一人ひとりに応じた発達障害教育の推進等を図っていきます。また、インクルーシブな教育の更なる推進に向け、都立特別支援学校と都立高校の協働的な取組等の施策を充実していきます。	学校関係者
	16	インクルーシブ教育の前提をしっかりと設定するためには、特別支援学校や特別支援学級の改善だけでなく、通常の学級も共に変わるべきです。全ての児童が通常の学級に在籍し、必要に応じて特別支援学級に通級する形が望ましいです。通級による指導を受ける時間確保の難しさや、学級活動の内容についても改善が必要です。	都教委委員会は、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を行っていきます。	小学校・中学校・高等学校の保護者
人事制度に関すること	17	特別支援教育を希望する先生が通常の学級に配置されたり、特別支援学級の優秀な先生が通常の学級に異動する話を聞きます。特別支援教育希望の先生を育成するため、人事異動自体をよく検討してください。	教員の配置に当たっては、校長の人事構想を踏まえ、教員個々の適性や専門性を考慮して、きめ細かな対応を行っています。今後も、都全体の教育水準の向上を目指して、教員の専門性を活用した適材適所の配置を行い、学校における望ましい教員構成を確保しつつ、教員に多様な経験を積ませることにより、資質能力の向上と人材育成を図っていきます。	小学校・中学校・高等学校の保護者
	18	病院内教育の教員について、短期間での教員異動が続くと、子供との継続的な関わりが難しくなります。継続性を考慮した教員配置を行ってください。	都教育委員会は、都全体の教育水準の向上を目指し、教育活動の活性化を図るとともに、教員に多様な経験を積ませることにより、教員の資質能力の向上と人材育成を図ること等を目的として、教員の異動を実施しています。	その他（個人・団体等）
職場環境に関すること	19	せんせいのニコニコしたかおがだいすきです。せんせいが、たのしくはたらけるがっこうにしてください。	先生がこれからも学校でたのしく働くことができるような取組を続けていきます。	特別支援学校 高等部生徒
放課後等デイサービスに関すること	20	放課後等デイサービス（放デイ）と学校の連携を充実させてほしいです。放デイで他校や年齢の違う友達と接することが刺激になっています。健常児の中に入るのは難しいですが、障害のある子供同士なら関わりを持てるように感じます。	特別支援学校では、放課後等デイサービス等の関係機関と連携しながら学校での指導が行えるよう、学校生活支援シートに関係機関やその役割を記載するとともに、支援会議や連絡会を開催し、児童・生徒への支援に関する情報交換を行っています。今後も、放課後等デイサービス等との連携を図りながら、学校での指導を充実させるよう、各特別支援学校を支援していきます。	特別支援学校の保護者
	21	放デイを特別支援学校内に開設してほしいです。都内では土地が高く、家賃が高いため、民間による開設が難しい状況です。特別支援学校内に放デイを開設すれば、移動負担やバス費用がなくなり、安心して利用できます。	都立特別支援学校では、児童・生徒が円滑に放課後等デイサービス事業所に通うことができるよう、事業者との連絡会の設置など、民間事業者等との連携を図っています。特別支援学校の校舎等を活用した預かり事業の実施については、空き教室の不足等の課題もあることから、今後も多様な主体との連携を進めていきます。	特別支援学校の保護者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第1部 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本的な考え方に対する主な意見及びその他の意見】

区分	番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
不登校児童・生徒に関すること	22	我が子は発達障害を持ちながら不登校となり、登校できないため通級による指導の対象外となりました。特別支援教育の対象であるにもかかわらず、指導を受けられません。不登校の子供が通級を利用できないのは問題であり、制度の狭間にこぼれ落ちる子供たちが真っ当に支援を受けられるよう、体制の整備を求めます。	国は、不登校の状態にある子供について、発達障害による困難さを把握することができ、通級による指導により困難さの改善が見込まれる場合には指導を実施することができるとしており、それ以外の場合は、別室登校等による登校支援を行うことが適当としております。特別支援教室で指導を受けている子供が年度途中から不登校の状態になった場合についても、この国の考え方に基づき、区市町村教育委員会が適切に判断することとなります。	小学校・中学校・高等学校の保護者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案に対する主な意見】

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実	(1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実	①個別指導計画を活用した教育の充実	23	特別支援学校では、個別指導計画やカリキュラムが大まかで、実際の学習時間が少ないことが問題です。障害の重さに関わらず、個人の能力を伸ばす専門性の高い教育を受けられるよう、教育の充実と教員への指導を望みます。	都教育委員会では、特別支援学校の教育課程や個別指導計画の在り方についての研究を進め、その成果を第三次実施計画で各特別支援学校に普及していくこととしています。今後、更に個別指導計画の充実を図っていきます。	特別支援学校の保護者
			②準ずる教育課程の教育内容・方法の充実	24	肢体不自由特別支援学校では、異なる教育課程の児童が同じ学級に編成されているため、指導に弊害が生じています。教育課程ごとに学級を編成し、教員を配置することで、より充実した教科指導が可能になります。また、特別支援学級では複数学年の児童が在籍しており、教科指導が難しい状況です。教員の専門性向上と教員数の見直しが必要です。	都立肢体不自由特別支援学校では、小・中学校等に準ずる教育課程で学ぶ児童・生徒数が限られていることから、地域の小・中学校及び都立高校等を「授業研究連携校」に指定し、教科の指導技術を学ぶ機会をもてるようにしたり、オンラインで他の都立肢体不自由特別支援学校と合同で授業を行うことで、複数の教員が授業を見合い、授業の進め方について研鑽しあう機会を設けたりする取組を行っています。第三次実施計画においても引き続き専門性を高める取組を推進していきます。	学校関係者
			③自立活動を主とする教育課程の充実	25	自立活動の充実をあげながら、専門家の勤務時間を削減する方向にあります。児童・生徒数に応じた時数増加をお願いします。	外部専門員の委嘱に関しては、各学校の規模・児童数等に応じて予算を配付しております。	学校関係者
			④知的障害教育における教育課程の充実	26	類型化や再編、アセスメントが重視されると、児童・生徒一人ひとりの実態把握が難しくなり、型にはめる傾向が強くなると感じます。子供を類型に当てはめず、個々の実態に応じた対応をしてほしいです。	都立知的障害特別支援学校高等部普通科では、生徒の目標や課題ごとに異なる教育課程を編成する「教育課程の類型化」により、生徒の実態や課題に応じた学びができるように工夫しています。今後、このような教育課程の類型化に関する工夫や指導の在り方について、各学校の理解推進を図るとともに、個別指導計画により生徒の実態や課題を適切に把握できるよう、学校を支援していきます。	学校関係者
			⑤教職員等の手話技能向上に向けた取組	27	手話のできない教員の授業通訳や、聞こえない保護者と聞こえる教員との通訳のために、手話通訳士の常駐を検討してください。	都教育委員会では、令和5年度から、都立聴覚障害特別支援学校において教職員の手話技能向上のための校内研修や、保護者向けの手話講習会などに講師として手話通訳士等を招聘するための経費を計上し、取組を強化しております。	特別支援学校の保護者
	(2) 自らの望む将来を実現するためのキャリア教育等の充実	①キャリア教育の充実		28	児童・生徒のために「キャリア・パスポート」を活用するための施策を構築してください。	都教育委員会は、令和3年3月にリーフレット「自分らしい生き方の実現を目指して都立特別支援学校におけるキャリア・パスポートの活用とキャリア発達支援」を作成し、特別支援学校に在籍する児童・生徒のキャリア・パスポートの活用を周知してきました。今後も活用を促すことで、障害のある児童・生徒のキャリア発達を支援していきます。	学校関係者
				29	キャリア教育や理解推進セミナーの継続実施とオンデマンド動画配信に感謝しますが、案内が保護者に届いていないケースが複数ありました。どのように周知されているのか確認し、有益なセミナーを広く周知してほしいです。	本セミナーについては、都立特別支援学校や区市町村教育委員会を經由して保護者の皆様への周知を依頼しております。引き続き、周知を徹底できるよう取り組んでいきます。	その他（個人・団体等）

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案に対する主な意見】

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実	(2) 自らの望む将来を実現するためのキャリア教育等の充実	②職業教育の充実	30	特別支援学校が企業と連携して卒業生の就労を支援する機運が弱まっていると感じられます。職業教育の充実には、学校と企業の積極的な連携が必要です。	都教育委員会では、今後も引き続き民間企業との連携を図り、特別支援学校の卒業生の就労や職場定着の支援に努めていきます。	その他（個人・団体等）
			③進学指導の充実	31	進学指導にあたり、受験時の合理的配慮の理解が十分ではない職場風土があります。どの教員でも理解できる施策を構築してください。	都教育委員会は、都立特別支援学校や中学校において特別な支援を必要とする生徒に対し、学校生活支援シート（個別的教育支援計画）及び個別指導計画を作成し、学習場面等において必要な支援を受けることができるようにしています。引き続き、学校生活支援シートや個別指導計画の活用を促し、必要な支援を受けることができるようにしていきます。	学校関係者
	2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	(1) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化	①視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置	32	現状、都立の盲学校高等部は八王子と文京にしかないため、視覚障害教育部門高等部を都立久我山青光学園、もしくはその近辺に設立してほしいです。	都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画に基づき都立視覚障害特別支援学校の規模と配置の適正化を進め、現在4校が配置されています。在籍者数に関する将来の推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、現在の配置規模としています。	特別支援学校小学部児童
			②知的障害特別支援学校の適正な規模と配置	33	知的障害児のための特別支援学校の過密化と教育環境の悪化は深刻化しています。特に東部地域では入学児童・生徒数が急増しており、根本的な解決策として、東部地域に複数の特別支援学校を建設する必要があると思います。	知的障害特別支援学校の在籍者数の増加傾向に適切に対応するため、児童・生徒数の将来推計や全都的な配置バランスなどを勘案した上で新たに新設校や増改築校等を選定し、本計画では江戸川区に1校の新設を盛り込んでおります。また、学校の新設や増改築のほか、限られた土地の有効活用と教育環境の充実の両立を図る、新たな手法を検討しています。これら多様な手法を組み合わせる必要のある教室を確保し、迅速かつ効果的に教育環境の改善を図り、障害のある児童・生徒等の教育の充実を図っていきます。	その他（個人・団体等）
			③肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校の適正な規模と配置	34	病院内に分教室を設置している特別支援学校のうち、都立小児総合医療センターのみ高等部がありません。在籍校や転籍先の特別支援学校分教室での授業を選べる制度設計が必要であり、最低限、都立小児総合医療センターの分教室に高等部を設置すべきです。	都教育委員会では、令和6年度から都立小児総合医療センターに入院している都立高校生を対象とし、在籍高校の授業のオンライン配信（遠隔教育）をメインとする学習支援の仕組みを構築しています。	学校関係者
				35	病院内の教室数不足は深刻な問題です。閉鎖病棟の教室転用や、訪問教育先の病院の学習室拡充を検討し、入院中の子供たちの学習環境改善のための予算を確保してほしいです。	病院内分教室及び訪問教育時の施設利用につきましては、当該病院施設設備の状況等を勘案し、病院と協議を行い決定しています。	学校関係者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案に対する主な意見】

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	(2) 多様な教育ニーズに即した特色ある教育活動の推進	②職能開発科の設置の推進	36	都立知的障害特別支援学校の高等部就業技術科及び職能開発科の受験には、塾に入って対策することが必要な状況です。塾に通わずとも合格できる試験にしてほしいです。	都教育委員会のホームページにおいて「適性検査の出題方針」「適性検査の内容例」及び過去の適性検査の問題を公表しています。なお、内容は中学校の特別支援学級や特別支援学校の中学部までの学習や日常生活での経験等を踏まえたものとしています。	特別支援学校の保護者
			③強度行動障害に対する教育活動の展開	37	強度行動障害への支援が薄い上に、知識のある人も少ないです。相談する場所がなく、子供と向き合うにも限界があるので、他の支援がほしいです。	都教育委員会では、指導に携わる教員や職員等が活用できるよう、強度行動障害のある児童・生徒への指導や対応の基本的な考え方をまとめた指導資料「強度行動障害のある児童・生徒への効果的な指導の在り方」を発行しました。強度行動障害のある児童・生徒の生活には、学校だけでなく様々な関係機関や関係者が関わっていることから、各学校では、家庭や医療・療育機関等と連携しながら障害特性に応じた指導や対応を行っており、今後も指導の一層の充実を図っていきます。	特別支援学校の保護者
	(3) 様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実		②将来の自立と社会参加を見据えた専門性の高い指導の実施	38	特別支援学校において専門家の助言があることで、先生の指導がよくなったと思います。	引き続き、必要な専門家を委嘱できるよう、体制整備に努めています。	特別支援学校の保護者
			③教員と学校介護職員の協働による指導体制の確立	39	介護職員の導入により、教員がトイレや食事の指導から離れることで、児童・生徒の実態把握や関係性作りに影響が出ているという声をよく聞きます。生活と学習が分断されないように、教員を増やす制度を作るべきです。	排せつ、水分補給、給食、移動等は、学校の教育活動の一つであり、各学校において個別指導計画に基づき、一人ひとりに応じた丁寧な指導を行っています。引き続き、学校介護職員と協働して指導を進めていきます。	学校関係者
			④専門家を活用した自立活動の充実	40	かつて自立活動専門教員が同僚として教員の専門性の向上に貢献していたことを踏まえ、自立活動専任教員定数の再配置を求めます。	都教育委員会は、児童・生徒の障害の状況や児童・生徒、保護者の教育ニーズ等を踏まえ、平成21年度から、肢体不自由特別支援学校に学校介護職員を導入しています。これにより、教員がこれまで担ってきた児童・生徒に対する介護業務を学校介護職員が担うことで、教員が本来の役割である教育活動に専念できるよう、教員と学校介護職員がそれぞれの専門性を発揮しながら、連携・協働して指導を行う体制を構築しています。	学校関係者
			⑥スクールカウンセラー等の活用による教育相談の充実	41	スクールカウンセラーを、知的障害特別支援学校や聴覚障害特別支援学校、視覚障害特別支援学校だけでなく、病弱部門を持つ特別支援学校にも配置し、児童・生徒及び教員の相談に対応できるようにしてください。	都立特別支援学校では、令和4年度からスクールカウンセラーを配置するモデル事業を実施しており、第三次実施計画においても引き続き都立特別支援学校におけるスクールカウンセラーの活用について検討を行っていきます。令和7年度からは、これまで配置のなかった全ての都立特別支援学校へのモデル配置を実施し、都立特別支援学校におけるスクールカウンセラーの活用の有用性について更に検討していきます。	その他（個人・団体等）

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案に対する主な意見】

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実	(1) 都立特別支援学校の施設設備の充実	①新たな考え方に基づく施設整備の展開	42	「知的障害特別支援学校の高層化」とありますが、災害の時に危険性があるのではないかと危惧します。	高層化を導入する際には、建物内の移動の安全性に十分配慮した整備の実施や、障害の状況に応じて教室を配置するなどのほか、非常時には確実に避難できる対応を取るなど、安全の確保を徹底した上で進めていきます。	その他（個人・団体等）
			②老朽校舎の改築・大規模改修	43	老朽校舎の改築にあたっては、現場の教職員の意見を十分に聞き取りながら進めてほしいです。	校舎の改築については、学校からの意見を踏まえて実施しております。	学校関係者
			③省エネ・再エネの推進	44	学校の屋上にソーラーパネルと、数日間医療機器を動かせる蓄電池の設置を希望します。医療的ケア児が被災した場合、電力が使えなくなることが心配です。特別支援学校だけでなく、公立学校全般が災害時の避難所となることを考えると、平時から自家発電を使えるようにすることが望ましいです。	都立特別支援学校では、太陽光発電設備の設置を進めています。また、災害時に備え、非常用発電機等を全校で確保しています。	特別支援学校の保護者
		(2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備	①児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）	45	スクールバスを待つ時間を考慮すると、スクールバスの乗車時間は30分以内にし、全体で60分以内にすべきです。	都立肢体不自由特別支援学校におけるスクールバスの平均運行時間を60分以内とする目標に向け、引き続き車両の小型化による増車やコース設定の工夫等により乗車時間の短縮を図っていきます。	その他（個人・団体等）
			②医療的ケア児への支援の充実	46	学校側の指導医が主治医と連携して手続きを進めることで、保護者の負担軽減と手続きの短縮化を検討してほしいです。	貴重な御意見ありがとうございます。今後の施策等の参考にさせていただきます。	特別支援学校の保護者
				47	医療的ケア児の実態、特に体調不良ではない酸素使用についてもっと理解を深めてほしいです。他県の特別支援学校では酸素使用が認められており、保健室に予備ボンベを預けることが可能です。都の学校も同様の対応を求めます。	貴重な御意見ありがとうございます。今後の施策等の参考にさせていただきます。	特別支援学校の保護者
				48	医療的ケア児に対応する看護師の確保が喫緊の課題であるため、賃金や処遇の改善を進めていただきたいです。	都教育委員会は、看護師の勤務形態の拡充や、専用通学車両乗車時の報酬単価の引き上げ、学校内で医療的ケアを担う看護師以外の職の新設などにより、看護師等の人材確保に取り組んでおります。今後も都立特別支援学校における医療的ケアを安全に実施できるよう、人材確保に取り組んでいきます。	学校関係者
			④寄宿舎の適正な規模と配置及び施設の有効活用	49	家庭でできないことを寄宿舎教育で行い、保護者のレスパイトとして活用するため、寄宿舎を増やしてほしいです。	都立特別支援学校寄宿舎は、通学困難な児童・生徒に対して宿舎を提供し、就学を保障することを目的として設置しております。	学校関係者
			⑥就学奨励事業による保護者の経済的負担の軽減	50	宿泊行事だけでなく、校外学習などの保護者付添い経費も対象にしてください。また、特別支援学校だけでなく、区市町村の特別支援学級でも保護者付添いの経済的負担軽減を図ってください。	都教育委員会では、特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者等に対する就学奨励事業において、令和5年度から校外活動等参加費における付添人経費について、Ⅲ段階の世帯に対しても、都の単独事業として、Ⅰ段階の場合の支給額と同額まで支給することとし、保護者の負担軽減を図っています。なお、小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者等に対する就学奨励事業は、法令に基づき区市町村が実施しています。	小学校・中学校・高等学校の保護者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案に対する主な意見】

区分			番号	主な意見（要旨）		東京都教育委員会の考え方	意見者
第2章 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実	1 小学校・中学校における特別支援教育の充実	(1) 小学校・中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	①学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実	51	支援シート作成時に保護者の意見を聞かずに作成されることが多いため、必ず何度かやりとりを行うように明示してほしいです。	都教育委員会は、区市町村教育委員会の担当指導主事を対象とした特別支援教育担当指導主事等連絡協議会や小・中学校等の教員を対象とした発達障害への理解と支援に関する講習会で、保護者とともに作成する学校生活支援シートの意義について、事例を紹介するなどしながら周知しています。今後も、学校生活支援シートの意義や活用について周知を図っていきます。	小学校・中学校・高等学校の保護者
			②知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実	52	特別支援学級において、感覚を研ぎ澄ます授業や呼吸法、身体を整えるトレーニング、ビジョントレーニングを取り入れてほしいです。また、様々な職業を体験する機会があるとよいと思います。	知的障害特別支援学級では、学習指導要領に基づき知的障害の各教科等の指導を行うとともに、自立活動として一人ひとりの障害の状況や程度、学習面や生活面での課題に応じた個別の指導を行っています。また、卒業後の職業生活や社会生活を意識し、実践的で生活に結び付いた力の育成を図るための「作業学習」の指導を行う学級もあります。今後、特別支援学級の担任等が特別支援学校高等部の学習の様子を知る機会を設けるなどし、特別支援学級における指導の更なる充実を図っていきます。	小学校・中学校・高等学校の保護者
				53	特別支援学級の教員が、学習指導面での専門性が不足しているように感じます。	都教育委員会では、特別支援教育の専門性の向上を図るための研修を引き続き充実させるとともに、特別支援学校の指導内容・方法に関する研究成果等を参考にしながら、知的障害特別支援学級の教科等の指導の充実に向けた研究に取り組んでいきます。	小学校・中学校・高等学校の保護者
				③センター的機能を活用した小・中学校教員の専門性向上	54	学校現場の先生方はセンター的機能のことをほとんど知りません。活用できるようにもっと強く働きかけて普及・定着させてほしいです。	センター的機能の活用については、都教育委員会のホームページや区市町村教育委員会への通知、各特別支援学校からの案内等を通じて今後も周知を図っていきます。
			55		知的障害特別支援学校と知的障害特別支援学級では、在籍する児童・生徒の実情が大きく異なることが多いです。互いの専門性を情報交換する場があれば良いと考えます。	都立特別支援学校のセンター的機能による小・中学校への巡回訪問や、異校種人事ネットワークによる連携体制の構築等の取組により、引き続き、都立特別支援学校と小・中学校との関係強化による特別支援教育の専門性向上を図っていきます。	学校関係者
			56		文部科学省が推奨するセンター的機能について、特別支援学校には学習障害（LD）の項目がなく、支援指導ができる方が少ない現状があります。センター的機能の充実のため、特別支援学校の先生方にLDの研修や資格取得の支援を行い、人材育成を進めてください。また、LDの支援が得意な先生を指定学校外にも依頼できる体制を整えてください。	学習障害を含む各種障害種別や児童・生徒の抱えている困難に応じて必要な支援ができるよう、今後も教員の専門性の向上に向けた支援を検討していきます。	小学校・中学校・高等学校の保護者
			④区市町村における早期連携・早期支援のための体制整備への支援	57	就学相談のパンフレットが配られましたが、多くの保護者は関心を持っていませんでした。パンフレット配布時の口頭説明や説明会の実施が必要だと思います。また、5歳児健診の実施や積極的な情報提供が重要です。療育施設に通っていない子供の保護者にも、就学相談の重要性を伝えるべきです。	就学相談を担当する区市町村教育委員会に、就学相談に関する資料を配布する際の説明について、より充実するよう働きかけていきます。また、就学相談ガイドブックについて、幼稚園・保育所等向けの就学相談講習会等の機会に周知し、活用等を促し、早期からの保護者の情報提供に努めていきます。	幼稚園児又は保育園児の保護者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案に対する主な意見】

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第2章 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実	1 小学校・中学校における特別支援教育の充実	(2) 小学校・中学校における発達障害教育の推進	①特別支援教室の円滑な運営	58	特別支援教室の円滑な運営のためには、まず、児童・生徒12名に1名の教員配置を、以前の10名に1名の教員配置に戻すことを求めます。	特別支援教室の教員については、指導の実態などを踏まえ、国の基準を上回る都独自の基準により教員を配置しております。	学校関係者
				59	特別支援教室を巡回方式から改め、全ての学校に学級として整備し、教職員を常駐させることが必要だと思います。	巡回指導教員同士が指導の方法や教材等を共有していくことで、指導内容の質の向上を図るなどの理由から、特別支援教室においては拠点校と巡回校による巡回グループを編成することとしています。	学校関係者
				60	運営ガイドラインでは「特別支援教室の指導期間は原則1年、最長2年」とされていますが、都議会では「必要に応じて2年を超えてもよい」と確認されています。運営ガイドラインの周知徹底が強調されると、誤った対応が懸念されます。	「特別支援教室のガイドライン」では、それぞれの児童・生徒の学習上又は生活上の困難に応じた1年間の目標を設定して指導を行い、必要な場合は1年間指導を延長できることとしています。また、延長終了時には、児童・生徒の状況に応じた適切な支援の在り方を、区市町村教育委員会が検討することについて定めています。検討の結果、特別支援教室での指導が必要と判断された場合は、引き続き、特別支援教室での指導を継続することとなります。	その他（個人・団体等）
				61	全ての学校が特別支援教育に対応する方針は良いと思いますが、教員の採用が難しい現状では実現が難しいと感じます。支援員を増やすなど、現場を変える工夫も必要です。	発達障害のある子供が多くの時間を過ごす通常の学級において、子供を支援する人材を区市町村が配置することを促進するため、支援員の配置に係る費用の一部を補助する事業を令和3年度から開始しております。今後も、区市町村教育委員会と連携し、在籍学級で子供が安心して学べる環境づくりを更に推進していきます。	小学校・中学校・高等学校の保護者
				62	合理的配慮の依頼は、医療機関や専門家の見解がないと依頼しづらい状況です。検査費用が高く、急ぐほど負担が増すため、家庭の事情によっては合理的配慮が受けられないケースがあります。また、検査の遅れが原因で、その間に登校拒否や学習意欲の低下が見られることがあります。専門家と連携しながら予防策を検討できる体制が望ましいと考えます。	発達障害のある児童や生徒が、通常の学級で学びながら特別な支援を受ける上で、その状況を正確に把握する検査を円滑に進める態勢づくりは重要です。都教育委員会は、発達障害のある児童等の対応を行う特別支援教室への受入に必要な検査について、区市町村が適切に進めるよう働きかけています。特に、検査を待つ期間を短縮した優れた事例などを集め、各自治体に紹介しています。今後とも、区市町村に対し、優れた事例の実践を促すとともに、関係局と連携し、発達検査の円滑な実施を後押ししていきます。	小学校・中学校・高等学校の保護者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案に対する主な意見】

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第2章 小・中・高における特別支援教育の充実	1 小学校、中学校における特別支援教育の充実	(2) 小学校、中学校における発達障害教育の推進	③発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実	63	特別支援教室と通常の学級の先生方の中で、GIGA端末のデジタル教科書やルビ付き教科書データなどの情報共有が不足しています。情報を共有するための時間を設定してください。	都教育委員会は、ホームページ上で発達障害のある児童・生徒への指導や支援に関する指導資料を公表するとともに、発達障害に関する講習会の講演や事例紹介を動画配信するなどし、通常の学級に在籍する先生も発達障害に関する知識を得たり最新の情報を入手したりできるようにしています。通常の学級の教員と特別支援教育に関わる教員が互いに情報交換し連携して指導に当たることができるよう、今後も、区市町村教育委員会を通じて、指導方法や教材に関する情報を周知していきます。	小学校・中学校・高等学校の保護者
				64	特別支援教育で有効な構造化は、全ての子供に有効だといわれています。学校環境のスタンダードモデルを作り、都内全ての学校を一齐に視覚化・構造化することで、子供の不適応行動がある程度減少するかと思います。	都教育委員会では、区市町村教育委員会の指導主事等を対象とした特別支援教育担当指導主事等連絡協議会などを通じ、都立特別支援学校で行われている視覚化や構造化などの工夫について情報共有し、特別支援学級や通常の学級等での指導においても活用できるようにしています。	学校関係者
	2 都立高校等における特別支援教育の充実	(1) 都立高校等における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	④長期入院中の生徒に対する学習機会の保障	65	長期入院中の生徒の「オンラインでの対面による課題学習」についてですが、オンラインは「対面」とは言えないと思います。実際の対面でしか得られないものが確実に存在するため、「オンラインでの対面」という表現を「オンラインによる課題学習」に変更していただきたいです。	教員による対面での指導は御指摘のとおり重要ではありますが、入院中の生徒については治療や体調等の理由により教員と対面できないことがあるため、今回の試行実施においても、オンラインでの対面による課題学習の指導を行っています。なお、オンラインでの課題学習については、生徒が単独で取り組むことなどもあるため、それらと区別するためにも、教員がオンラインにより対面で指導した場合には、「オンラインでの対面による課題学習の指導」と記載しています。	その他（個人・団体等）
		(2) 都立高校等における発達障害教育の推進	⑤キャリア支援プログラムの実施	66	発達障害のある子供たちへの進路指導は、幅広くきめ細かい支援が長期間必要です。プログラム実施には、担当教員の数と質の確保が欠かせないことを明記すべきです。	対象の生徒は、本事業を通じ、連携事業者による就労等を見据えたプログラムを受講することになります。ここで得られた知見を関係する学校と共有し、指導の質の向上に役立てていきます。	その他（個人・団体等）

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案に対する主な意見】

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第3章 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進	1 変化する社会において自立して生きるための力の育成	(1) インクルーシブな教育の更なる推進に向けた取組	①特別支援学校と都立高校等の協働的な取組	67	都立高校の多様化は良いことですが、特別支援学校ほどではない、障害として認められないグレーゾーンの生徒が都立高校に多く在籍しています。教科学習が困難な生徒や生活指導やメンタルに課題がある生徒も多く、看過されています。他県のように、特別支援学校と高校の運営一体化や同敷地内に設置するなどの対策が必要です。	特別支援学校と都立高校等が日常的に協働することで、特別な支援を要する生徒への対応について、特別支援学校教員から都立高校等教員への指導、助言等を一層強化できると考えます。隣接・近接する都立特別支援学校と都立高校等で協働できる体制構築のための事業を令和7年度から開始します。	学校関係者
				68	地域の通常校に特別支援学校を併設することは、障害の有無に関わらず地域住民として成長し、共に生きていくために良い方策だと思えます。また、緊急時の対応や福祉避難所としての役割も果たせるため、有益です。	隣接・近接する都立特別支援学校と都立高校等で協働できる体制構築のための事業を令和7年度から開始します。	その他（個人・団体等）
			②学校におけるインクルージョンに関する実践的研究	69	インクルーシブな取組が、単に同じ場所で学ぶだけになっていないか懸念しています。同じ場所にいるだけで学びとなるのか疑問です。全ての子供にとって発達が保障される機会として進めるべきだと考えます。	都教委委員会は、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を行うとともに、多様な人が共に尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学び、体験し、相互理解を深めるために、インクルーシブな教育を進めています。	学校関係者
			③特別支援学校と地域の小・中学校及び都立高校等との交流及び共同学習	70	都立特別支援学校と地域の学校間での交流を進めてきましたが、設置地域だけでなく通学区内の他区の学校との交流も検討していただきたいです。	互いの学校を訪問するなどし、日常的に交流及び共同学習を進めるには、近隣の学校の方が取組が行いやすいという利点がありますが、特別支援学校では、それ以外の学校との交流も行っています。今後も、オンラインなども活用しながら様々な学校や子供たちとの関わりがもてる機会を工夫していきます。	その他（個人・団体等）
				71	小学校でやっている運動会や合唱祭に、特別支援学校に通う友達も一緒に参加して、かけっこをしたり、一緒に歌ったりできたら仲良くなれると思います。	都教育委員会は、皆さんの意見やアイディアも参考にしながら、今後も障害者スポーツを通じた交流など、障害のある児童・生徒も障害のない児童・生徒も共に楽しめる活動を進めています。	小学生
			④インクルーシブ教育支援員の配置	72	インクルーシブ教育支援員の配置事業は素晴らしいと思えますし、以前から実施を期待していました。しかし、支援員の配置に区によって格差があり、ある区では月に一回1時間しか配置されないこともあるため、これでは支援員加配とは言えません。支援員の確保をぜひお願いします。	インクルーシブ教育支援員の配置については、区市町村教育委員会が決定しています。都教育委員会は、区市町村教育委員会が必要に応じ支援員を配置できるよう、支援していきます。	特別支援学校の保護者
				73	インクルーシブ教育支援員の配置について、様々な障害の理解や障害児の心理・発達、障害児教育に精通し、教員免許を持つ教育職員がふさわしいと考えます。安全管理や身体介助だけでなく、教育の専門性を持った支援員の配置を求めます。	インクルーシブ教育支援員は、学校の設置者である区市町村教育委員会が地域の実情に応じて資格要件などを定め配置しています。都教育委員会では、インクルーシブ教育支援員の資質・能力の向上に資する研修用動画を作成し、区市町村教育委員会に提供することで、区市町村教育委員会における適切な人材確保や人材育成を支援します。	学校関係者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案に対する主な意見】

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第3章 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進	1 変化する社会において自立して生きるための力の育成	(1) インクルーシブな教育の更なる推進に向けた取組	⑤副籍制度の充実による交流活動の推進	74	副籍制度の直接交流では保護者の付添いや講話が求められますが、全ての保護者が対応できるわけではありません。保護者の意向を確認し、負担の少ない方法で交流できるようにしていただきたいです。	都教育委員会は、令和6年2月に、副籍ガイドブックを改訂するとともに、改訂ガイドブックに基づき様々な交流の工夫をまとめた事例集を作成し、副籍制度による交流の充実を図っています。児童・生徒や保護者の負担の少ない交流の工夫について、好事例を収集するなどしながら検討していきます。	その他（個人・団体等）
				75	地域指定校がペーパーレスの場合でも、副籍児童も行事の情報をしっかりともらえる制度がほしいです。また、兄弟が卒業すると行事の情報が入らなくなり、交流の機会が減るのを心配しています。	都教育委員会は、令和6年2月に、副籍ガイドブックを改訂するとともに、改訂ガイドブックに基づき様々な交流の工夫をまとめた事例集を作成し、副籍制度による交流の充実を図っています。引き続き、区市町村教育委員会との連携を図り、兄弟の在籍の有無にかかわらず地域の学校行事等のお知らせを共有できるような副籍制度の充実に向けて、今後も取組を進めていきます。	特別支援学校の保護者
		(2) 言語や文化に親しむ教育の推進	①国際理解教育の充実	76	多様な国籍の児童・生徒が在籍する現代では、伝統や宗教に根差した風習を尊重するために、文化の理解を進める仲立ちをしてもらえる人材や相談窓口が必要だと思います。	都教育委員会では、国際理解教育に関する指導資料や教育課程に関する説明会での情報発信などにより、各特別支援学校が、在籍する児童・生徒の実態に応じた効果的な多文化理解・国際理解に関する教育を行うことができるようにしています。また、外国人児童・生徒及び保護者に対して、電話相談や来所相談における通訳を介した高校等進路・教育相談窓口を設けています。	学校関係者
			③言語活動及び読書活動の充実	77	図書室の書物が代わり映えしません。予算をもっとつけて、蔵書を増やして欲しいです。	特別支援学校では、各学校の実情に応じて図書を購入しています。	特別支援学校の保護者
		(3) 幼児・児童・生徒の安全確保に向けた防災教育等の推進	①特別支援学校における安全・防災に関する指導の充実	78	児童・生徒が行方不明になった際のマニュアルを保護者に示していただきたいです。警察署の方から、「すぐに警察に連絡して欲しい」とのアドバイスをいただきました。防犯カメラの確認などで時間を特定しやすくなるとのことです。	各都立特別支援学校では、児童・生徒が行方不明となった場合の連絡先や校内体制等についてあらかじめ整理しています。これらの対策を保護者の方と共有することで、行方不明となった児童・生徒が早期に発見できるよう、学校への周知を図るとともに、今後、研究指定校に位置情報探索機器を貸与し、有効な活用方法を検討するモデル事業を実施します。	特別支援学校の保護者
			②特別支援学校における防災訓練の充実	79	形態食や胃ろう注入しやすい食品の防災備蓄をお願いします。避難訓練には、保護者や地域の人も参加できるとよいです。	都教育委員会では、これまで宿泊防災訓練を実施してきましたが、今後は保護者や地域の方々と連携した防災訓練を実施し、学校の特質や児童・生徒の状況等を踏まえた災害時対応について更に具体的な検討や対策を図ることができるようにしていきます。	特別支援学校の保護者
		(4) 責任ある個人として主体的に生きるための力の育成	①特別支援学校における主権者教育・消費者教育の充実	80	特別支援学校では公共にあたる科目の履修がなく、高等部は特に就労中心になりがちです。将来にわたって公共の意識は大切なので、各学校はきちんと履修させているか確認してください。	都立特別支援学校では、学習指導要領に基づき、適切に教育課程の編成を行っています。	特別支援学校の保護者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案に対する主な意見】

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第3章 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進	1 変化する社会において自立して生きるための力の育成	（４）責任ある個人として主体的に生きるための力の育成	②特別支援学校の児童・生徒の健全育成の充実	81	性教育を充実させてください。特に知的障害のある子供に対する性教育は、家庭だけでは難しく、どのように教えればよいのか分かりません。教員による専門的で体系的な教育があれば、非常に安心できます。	性に関する指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切です。特に障害のある児童・生徒への指導に当たっては、授業での様子を伝え、家庭での様子についても情報を得るなど、家庭は保護者との連携を密にすることが重要です。都教育委員会では、今後も学習指導要領や「性教育の手引き」（平成31年3月東京都教育委員会）に基づき各学校で指導の充実を図られるよう、学校を支援していきます。	小学校・中学校・高等学校の保護者
	2 デジタルを活用した教育活動の展開	（１）デジタルを活用した教育の充実	②デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発	82	読みが苦手な子向けのデジジー教科書を全ての1年生のタブレットに入れてほしいです。また、ここ数年、音韻認識が弱い児童が目立つため、小学校入学前後の全ての子供に音韻を育てる指導メニューを入れてほしいです。	読み書きに支援が必要な児童・生徒が、在籍する学級でデジタルを活用するなどして学習への理解を深めることができるよう、都教育委員会は令和6年度末に読み書きに支援が必要な児童・生徒に対する指導方法や指導内容を示したリーフレットを作成しました。学級担任を中心に、全ての教員が読み書きなどに困難のある児童・生徒の個々の状況に応じた支援や配慮が行えるよう、作成したリーフレットやこれまで開発してきた「読み書きアセスメント」を活用し、各学校での指導の充実を促していきます。	学校関係者
			①T O K Y Oスマート・スクール・プロジェクトの推進	83	ICT支援員が教員を支援するだけでなく、自ら業務を担当する方式に変更してほしいです。	都教育委員会では、教員と連携してI C Tの利活用を推進しやすいよう、デジタルサポーターを会計年度任用職員として都が直接雇用する方式に段階的に移行しています。I C T支援員は、教員に対する支援だけではなく、校長が必要と認める業務に従事するなど、学校におけるデジタル活用を推進するために配置しています。	特別支援学校の保護者
		（２）デジタルを活用した教育を推進するための環境整備	②聴覚障害教育における情報保障のデジタル化の推進	84	ろう学校で音声による校内放送が行われている現状は改善が必要です。視覚で情報を伝えるシステムの導入を早急に進めていただきたいです。	都立聴覚障害特別支援学校では、デジタル機器を活用した情報保障を実施しています。例えば、大型ディスプレイを活用した見える校内放送やUDトーク、集団補聴システムなど、最新の技術を各校に配備しています。	特別支援学校の保護者
			③病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実	85	病気療養児にとっては、その時の体調や心理面を察知し、適切な学習につなげることが重要なため、デジタル機器を活用しつつも、対面で子供と向き合いながら精神面をサポートする役割を理解し、教員が常駐する「学びの場」を大切にしてほしいです。	都教育委員会では、病弱教育支援員の配置をはじめとして、引き続き病弱教育指導体制の整備・充実を図っていきます。	その他（個人・団体等）
	3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進	（１）障害者スポーツを通じた教育活動の推進	①特別支援学校におけるスポーツ教育推進事業	86	特別支援学校の生徒も、地域の中学校の部活動に参加しやすくしてほしいです。	都教育委員会では、特別支援学校や特別支援学級の子供たちが小・中学校の子供たちと一緒に活動したり、地域の人と交流したりできるよう、様々な取組を行っています。今後もスポーツを通じた交流などの充実に取り組んでいきます。	中学生
			③デフリンピック大会開催を契機とした聴覚障害教育の推進・理解啓発	87	ろう学校ではデフリンピック関連の教育やイベントが盛んで、子供たちは喜んでいますが、障害者という枠組みのものが多く、押しつけを感じ息苦しいです。地域の学校では、障害者理解、インクルーシブ教育に対してもう少し目を向けてくれるといいなと思いますし、ろう学校では、社会と隔絶しない教育を意識してもいいような気がします。	都教育委員会では、デフリンピック開催を契機とし、共生社会の実現や聴覚障害の世界を知ってもらえるよう、映像教材を作成しました。これらの教材を活用し、小・中学校や都立高校等の児童・生徒が聴覚障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず共生することの重要性を認識した上で、その実現に向けて自ら行動することができるような意識や姿勢を育む教育を進めています。	特別支援学校の保護者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案に対する主な意見】

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第4章 特別支援教育を推進する体制の整備・充実	1 専門性の高い教員の確保・育成	(1) 大学等と連携した質の高い人材の養成・確保	③教員志望者を対象とした特別支援教育の魅力発信	88	教員の魅力は伝わっているものの、大変な職業という話が先行しています。魅力を伝えることは重要ですが、制度的な具体的支援策も検討していただきたいです。	都教育委員会はこれまで、応募人員の増加策（増やす）、教育支援体制の充実（減らさない）、教員の負担軽減の観点から対策の強化を進めてきました。具体的には、採用後の不安払しょくを目的に、社会人経験者等を対象に採用前に模擬授業等の講習を実施する任用前研修、アウトリーチ型の相談事業や小学校における新規採用教員へのメンターの導入、教員の負担軽減と教育の質の向上を図ることを目的に教科担任制や外部人材の活用などを推進しています。	特別支援学校の保護者
		(2) 教員の柔軟な配置	②異校種期限付異動による専門性の向上	89	異校種期限付異動が、形骸化しています。異動対象者が、その後連続的な特別支援教育に貢献できているのか、具体的な成果を明らかにしてください。また、将来につながるよう人材育成を進めてください。	異校種期限付異動では、交流した教員や受け入れた学校の管理職から人材育成及び学校間の連携強化などの観点から、高い効果があるとの評価を得ています。引き続き、制度の適切な運用に努めます。	学校関係者
			③異校種人事ネットワークの構築	90	異校種人事ネットワークでの連絡会や研修の実施に当たって、人員の補充がないのであれば、会議や研修等で教員の多忙化が更に進むのではないかと危惧します。	連絡会や研修については、長期休業中に開催するなど、負担の少ない形で実施していきます。他校に勤務する異校種期限付異動期間中の教員同士が交流し課題や好事例の共有をすることで、配属先の小・中学校において特別支援教育に関する専門性を十分発揮することができるよう支援していきます。	その他（個人・団体等）
			④短期人事交流による教員の専門性向上	91	特別支援学校や特別支援学級の文化や専門性を向上させるためには交流が有効だと考えます。しかし、1年間の交流では不十分であり、少なくとも3年間の交流が必要だと思います。	特別支援学校と他校種の人事交流では、1年間の短期人事交流と3年間の異校種期限付異動の二つの制度で、それぞれの特色を生かして専門性の向上を図っています。また、いずれの制度においても、交流した教員や受け入れた学校の管理職から人材育成及び学校間の連携強化などの観点から、高い効果があるとの評価を得ています。引き続き、各制度の効果的な運用に努めます。	学校関係者
			⑤特別支援学級中核教員の認定	92	特別支援学級に「中核教員」を認定しようとする意図が不明です。具体的な位置付けや身分、給料表上の問題が全く分かりません。「主幹教諭」「指導教諭」「主任教諭」の制度が現場の硬直化と意欲の低下を招いていると考えます。	特別支援学級中核教員は、定数の変動等により、各学校の特別支援学級において中核的な役割を担う教員が、校長の人事構想に反して異動してしまうことがないよう、校長、区市町村教育委員会の指名、推薦に基づき、都教育委員会が認定しています。	学校関係者
		(3) 専門性の向上に向けた研修等の充実	①全ての学校における特別支援教育に関する研修の充実	93	インクルーシブ教育の根幹を作るためには、特に通常校での教員の人材育成が重要だと思います。障害のある子供たちをただ受け入れるだけでなく、子供の成長を支えるための専門的な知識とスキルを持つ教員の育成が必要です。	東京都教職員研修センターでは、特別支援教育の理解を深める研修を実施し、障害の状況に応じた指導・支援が行えるよう、教員の専門性や指導力の向上を図っています。	学校関係者
			②特別支援教育に関する指導経験を踏まえた教員の専門性向上	94	校長先生や副校長先生、通常の学級の先生方にも特別支援教育への理解を深めてほしいです。特に、特別支援学級在籍経験のある校長先生がいると、よりインクルーシブ教育が進むと思います。	貴重な御意見ありがとうございます。今後の施策等の参考にさせていただきます。	小学校・中学校・高等学校の保護者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案に対する主な意見】

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第4章 特別支援教育を推進する体制の整備・充実	1 専門性の高い教員の確保・育成	(3) 専門性の向上に向けた研修等の充実	⑤島しょ地域の教員の専門性向上への支援	95	各自治体は専門家を必要としながらも支出の工面に苦労しているため、島しょ部の特別支援教育事業の充実に都として力を注いでいただきたいです。	東京都教職員研修センターでは、特別支援教育専門の指導主事が島しょ地域の指導主事と連携を取り、年間計画を策定した上で訪問し、島しょ地域の全ての小・中学校及び都立高校を対象に特別支援教育に関する研修を行うなど、島しょ地域のニーズに応じた組織的な支援を引き続き展開していきます。	その他（個人・団体等）
			⑥区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事及び特別支援学級設置校管理職の専門性向上への支援	96	特別支援学級の卒業生が就労している様子を、教員や管理職が企業や福祉就労施設等に出向いて見学し、特別支援教育の専門性向上につなげていただくことはできないでしょうか。	都教育委員会では、特別支援学級の教員向けに、進路指導に関する講習会を実施しています。都立特別支援学校の就労支援や職業教育に関する情報提供、企業に就労している卒業生の様子を紹介するなどして、専門性の向上を図っております。引き続き、こうした取組を充実させていきます。	その他（個人・団体等）
	2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実	(1) 特別支援教育の充実に向けた学校経営力の向上	①学校における働き方改革の推進に向けた取組	97	教員の時間外勤務は改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務が多い現状があります。教員の働き方改革には教員増が必須です。教員の負担を減らすことで、子供たちへの指導に余裕を持てるようになります。	教職員定数については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。なお、令和元年度から、小学校の研究主任や中学校の学年主任など、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減する取組を実施しています。これまでの事業成果や現場のニーズを踏まえ、令和6年度は、小・中学校のICT担当等の時数軽減を全校に拡大するなど、教員の負担軽減の取組を進めております。	学校関係者
			①特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援	98	特別支援学校のセンター的機能を生かした地域支援は重要です。より有効にするために、都内全自治体に知的障害特別支援学校を設置し、都教育委員会が主体的に各分野との連携を図るための人的配置や予算の配置を行うべきです。特に、特別支援学校のコーディネーターは教員定数と別枠で十分に配置する必要があります。	知的障害特別支援学校の在籍者数の増加傾向に適切に対応するため、児童・生徒数の将来推計や全都的な配置バランスなどを勘案した上で新たに新設校や増改築校等を選定し、本計画に盛り込んでおります。また、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、学校の実情等を勘案して、特別支援学校においては、特別支援教育コーディネーター担当教員の加配を行うとともに、加配措置のない学校に対しては講師時数を措置しています。	学校関係者
		(2) 特別支援教育に関する多様な支援機能の充実	③東京都教育支援機構（TEPRO）による学校への多角的な支援	99	ティープロ サポーター バンクは、素晴らしい取り組みだと思います。人材確保のため、東京都で非正規雇用されている任期満了の方々を再雇用することや、退職者や育児・介護休暇後の方々を受け入れる枠を設けるのはいかがでしょうか。経験豊かな人材を維持し、支援の質を高めることができると思います。	都教育委員会においては、公立学校等勤務の正規教職員向けに配布している退職準備ガイドブック及び非常勤教員等退職時ハンドブックに東京都教育支援機構の人材バンク事業の紹介を掲載し、退職教員に活躍いただいております。また、東京都教育支援機構において各種広報活動を幅広く実施しております。より一層多くの方に人材バンクへ御登録・御活動いただけるよう引き続き努めていきます。	特別支援学校の保護者
			④合理的配慮の適切な提供に向けた支援	100	都立入試の合理的配慮実施事例を公開していただきたいです。	都立高校入試において受検上の配慮を行った事例は、東京都教育委員会のホームページや募集案内資料等で周知しています。今後も引き続き、都立高校入試における受検上の配慮について、ホームページや募集案内資料等で周知するとともに、障害のある志願者等が力を発揮することができるよう、個別状況に応じた受検上の配慮を可能な限り行っていきます。	小学校・中学校・高等学校の保護者
			⑤発達障害教育に関する教員等への支援	101	区市町村立幼稚園・小学校の先生方が発達障害の子供について学ぶ機会を作ってほしいです。幼稚園では先生方の知識が乏しく、息子の障害の片鱗を見逃したと感じています。	発達障害に関する教職員の資質能力の向上や教育相談機能の充実を図るため、区市町村教育委員会の要請に応じて、幼稚園・小学校の教員に対する研修や事例検討会を実施しております。	小学校・中学校・高等学校の保護者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案に対する主な意見】

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第4章 特別支援教育を推進する体制の整備・充実	2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実	(3) 特別支援教育に関する就学相談、教育相談等の機能の充実	①就学相談の機能充実	102	困りごとのある子供の親が支援の必要性に気づいていないケースがあるため、入学前に公的に就学相談を促すルートがあると良いと思います。	障害のある児童・生徒等本人にとって最適な学びの場を選択するための参考となる「保護者向けガイドブック」を引き続き配布することで、早期段階からの必要な指導・支援につながるよう、理解啓発を図っていきます。	小学校・中学校・高等学校の保護者
				103	都立や区市町村立に関係なく、特別支援学校と地域校の行き来がもっと自由にできるようになってほしいです。	転学については年度替わりを原則としますが、特別な事情により年度途中の転学を希望する場合は、転入校や区市町村教育委員会、東京都特別支援教育推進室が十分に連絡を取りながら進めていきます。お子様の成長や障害の状態の変化に応じて、柔軟に相談を実施いたします。	小学校・中学校・高等学校の保護者
				104	「障害のある子供の教育支援の手引き」は素晴らしい内容ですが、自治体間で実行力に差があります。担当者への講習を充実させてください。また、就学前の早期から、療育施設だけでなく幼稚園や保育所に通う子供たちの全家庭にガイドブックや資料を配布し、特別支援教育が差別の場でないことの理解を進めてください。	就学相談に関する取組について、引き続き区市町村教育委員会の担当者向けの説明会や講習会、小・中学校や特別支援学校及び幼稚園など教職員向けの就学相談講習会等の機会に周知を図るとともに、内容の充実や資料の活用等を促していきます。	その他（個人・団体等）
	3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進	(1) 一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関等との連携強化	④特別支援学校卒業生の職場定着支援	105	卒業生の職場定着には、就労関係者だけでなく、家庭の基盤を支援する協働的な組織が必要です。現在は進路担当が全てを担っていますが、難しいケースも多く、長期的に障害者を支援する組織作りが重要です。教育だけに頼るのではなく、包括的な支援が求められます。	貴重な御意見ありがとうございます。今後の施策等の参考にさせていただきます。	学校関係者
				106	特別支援学校の公開講座の実施は、教員に大きな負担をかけています。公開講座は教員が実施するのではなく、外部委託を行うなどして予算を確保してほしいです。		
				107	地域の方々に障害がある子供（発達障害、医ケア含む）の日常を当たり前を知る機会を増やしてほしいです。		
				108	インクルーシブ教育の理解が進んでいないと感じます。理解啓発に努めていただきたいです。		
		(2) 共生社会の実現に向けた特別支援教育の理解促進	①特別支援学校の授業公開や公開講座等の実施を通じた理解促進			都教育委員会では、都立学校が有する人材・施設設備等の教育機能を開放し、都民に学習機会を提供する事業として、都立学校公開講座を実施しています。平成10年度以降は、原則として全ての都立学校で学校教育に支障のない範囲で実施しており、引き続き、教職員の負担感や近年の公開講座をめぐる状況等を踏まえ実施していきます。	学校関係者
						都教育委員会では、共生社会の実現に向けて、特別支援学校と地域が障害者スポーツを通じた交流や福祉避難所開設を想定した合同の防災訓練などの取組を進めてきました。今後もこのような交流を工夫し、地域の方々と特別支援学校の子供や教職員が日常的に関わりをもち、互いに支え合える関係づくりに努めていきます。	特別支援学校の保護者
						都教育委員会は、多様な人が共に尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある子供と障害のない子供が共に学び、体験し、相互理解を深める取組などを引き続き進めていきます。	その他（個人・団体等）